平成２４年（フ）第７３号
茨城県牛久市南１丁目29番地19　ルーミー牛久７号館201号、前住所千葉県我孫子市天王台３丁目１番１号
破産者　宮田　武治
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
埼玉県秩父市東町26番７号　慈眼寺内
破産者　荒井　彰彦
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
相模原市中央区緑が丘１丁目29番29号　メイプルハイツ101号
破産者　清水　　浩
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７２号
相模原市中央区上溝3876番地　市営石橋団地３―502
破産者　臼木　正親
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６９号
金沢市大桑町平42番地15　市営住宅５棟104号、従前の住所金沢市小立野５丁目12番13号、従前々の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字12番地８
破産者　中保煎餅店こと　中保　正明
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目152番地１　県住33―202
破産者　横井　正志
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４９号
金沢市松村１丁目60番地　リューキ５・408号、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目80番地
破産者　縄　　賢二
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７７号
愛知県一宮市三条字北平45番地５
破産者　足立　博嗣
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６２８号
滋賀県守山市播磨田町3084番地　セジュールシャルマン101号、開始決定時の住民票上の住所奈良県天理市櫟本町3565番地１
破産者　村川　　隆
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２７号
滋賀県草津市新浜町317番地４　オウミ住宅ビル　402号、前住所滋賀県草津市新浜町477番地７
破産者　澤　　均
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９２号
大阪市大正区南恩加島４丁目４―75　レオパレスプレミールＰＹ203号、開始決定時の住所京都市右京区嵯峨朝原町１番地２
破産者　太田　樹弥
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９７号
京都市右京区嵯峨朝日町13番地　シェモアクレール401号、従前の住所地京都市中京区先斗町通四条上ル松本町162番地
破産者　八幡屋こと　西村　京子
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
島根県雲南市大東町飯田91番地13
破産者　ギフトオークラこと　大倉　昭憲
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
山口県防府市大字植松13番地の１　セイバリー・コートＢ棟204号室
破産者　平田　正一
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
長崎県長崎市鍛冶屋町７番52号　小森ビル401号、旧住所長崎県長崎市東古川町４番11号
破産者　入口　一孝
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
宮崎市田野町甲7492番地２
破産者　谷口タチ子
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６２号
宮崎市宮崎駅東２丁目４番地14　ヴィラージュＭⅢ402号
破産者　黒木美江子
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７１号
宮崎市古城町長田5901番地
破産者　長友　末見
１　決定年月日　平成24年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係